

労働者協同組合法の施行に伴うお知らせ

令和4年10月1日から労働者協同組合法が施行されました。

NPO法人は、法施行日から3年以内は、組織変更により労働者協同組合になることができます。

労働者協同組合とは

以下(1)～(3)の基本原則に従い、多様な働き方を実現しつつ、地域の課題に取り組む新たな組織（法人）形態です。

- (1) 組合員が出資すること
- (2) その事業を行うに当たり組合員の意見が適切に反映されること
- (3) 組合員が組合の行う事業に従事すること

- 法律に定めた要件を満たし、登記をすれば法人格が付与されます。（準則主義）
- 登記後2週間以内に行政庁（都道府県知事）へ組合成立の届出が必要です。

※静岡県の届出・問い合わせ等窓口

静岡県経済産業部労働雇用政策課労働政策班 電話 054-221-2334

<http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-210/roudoushakyoudoukumiai.html>

※特設サイト「知りたい！労働者協同組合法」（厚生労働省委託事業）

<https://www.roukyouhou.mhlw.go.jp/>

NPO法人から労働者協同組合へ移行する場合の取扱い

< 組織変更 >

2022年10月1日～2025年9月30日

NPO法人 労働者協同組合

法人格の同一性を維持したまま変更

< 旧法人解散・新法人設立 >

2025年10月1日～

NPO法人 ← 解散



(法人格の同一性なし)

労働者協同組合 ← 新規設立

※NPO法人が労働者協同組合に組織変更した場合、組合成立の届出とは別に、組織変更後、NPO法人の所轄庁に「組織変更の届出」（様式例は裏面参照）の提出が必要です。

提出先

静岡県 暮らし・環境部県民生活局県民生活課協働推進班

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 県庁西館6階

電話 054-221-3726 FAX 054-221-2642

E-MAIL: npo@pref.shizuoka.lg.jp URL: <https://www.npo-fujinokuni.jp/>

※沼津市、富士市、磐田市、掛川市、藤枝市のみ事務所を置く法人も、県へ提出してください。

年 月 日

特定非営利活動促進法第 9 条に規定する所轄庁 殿

特定非営利活動法人の住所及び名称

特定非営利活動法人の代表者の氏名

労働者協同組合への組織変更届

労働者協同組合法附則第 4 条に規定する組織変更をしたので、同法附則第 19 条において準用する同法附則第 12 条第 1 項の規定によりその旨届け出ます。

組織変更後組合の名称	
組織変更後組合の 主たる事務所の所在地	
組織変更後組合の 代表理事の氏名	
組織変更の効力発生日	年 月 日